	会				議		Ē	2	録				
会	議	の	名	称	決算特別委員会			会議場所 全員協議会室					
					産業建設分	乔	岩	<u>></u>	担当鵈	員	駒田		
	時	今 和 5 年		5 年	9月14日(木曜日	1) [開	議	午前	10	時	30	分
	h社	7-	サインサ ー				閉	議	午後	4	時	28	分
_{出席委員} ◎木村、○法貴、林、片山、山木、小川、齊藤													
【まちづくり推進部】信部部長、清水事業担当部長 「都市計画課】田中課長、小林景観係長 「都市整備課】小西課長 「桂川・道路交通課】石田課長、門下広域事業・交通担当課長 「土木管理課】森課長 「建築住宅課】数井課長 【産業観光部】松本部長 「農林振興課」高木課長、向出担い手支援係長									Ę				
出席	事務局	井上事務局長、加藤副課長兼議事調査係長事務取扱、駒田主査											
傍聴者		ī	市民	0名	報道関係者0名		議員2名(小林、福井)						

会 議 の 概 要

10:30

- 1 開議(委員長あいさつ)
- 2 事務局日程説明
- 3 付託議案審査(説明~質疑)

[まちづくり推進部入室]

- ・まちづくり推進部長あいさつ
- ◎第4号議案 令和4年度亀岡市一般会計決算認定

(まちづくり推進部所管分)

(2款総務費・8款土木費(4項都市計画費1目都市計画総務費まで))

[説明]

・まちづくり推進部所管課長順次説明(歳出歳入一括)

11:00

≪質疑≫

<齊藤委員>

208ページ、自転車等駐車場経費について、自転車駐車場の駐車可能台数は幾らか。

<土木管理課長> 資料を持ち合わせていない。

<齊藤委員>

自転車駐車場の管理は指定管理者が行うことになっているが、その委託料は稼働率が100パーセントであることを想定して算定しているのか。千代川駅前と並河駅前では稼働率が大きく異なるため、算定の根拠を確認したい。

<土木管理課長>

令和2年度から指定管理者に委託しており、100パーセントということでは なく、過去からの利用率を踏まえて算出している。

<齊藤委員>

千代川駅は利用率が低いにも関わらず改修を繰り返している。今後も修繕を繰り返すのであれば、利用されていない不必要な部分について他の利用方法を考えるなど、無駄がないように見直すべきではないのか。

<まちづくり推進部長>

分母の違いで利用率は低くなっているが、定期利用者数を見ると亀岡駅北口と 比較しても千代川駅は倍近くの利用者があり、その利用者を支えていかないと いけないという思いがある。一方で、今後改修が必要になった際には駐車場の 規模についても検討していきたい。

<林委員>

207ページ、交通安全施設整備経費における公衆街路灯LED化の進捗は。

<土木管理課長>

自治会管理の公衆街路灯に関する事業であるが、全体で9,658灯あるうち LED化されたものは8,045灯ある。また、LED灯具へ交換する際には、 自治会に対し1灯当たり1万円の助成金を交付しており、令和4年度の交換実 績は542灯である。

<片山委員>

2 1 1 ページ、道路新設改良事業費について、市道並河蚊又線の執行額が 2, 1 0 0 万円程度あり、用地買収に係る委託経費という説明があった。国営ほ場整備と併せて計画され用地も捻出されていると思うが、経費の内容を教えてほしい。

<桂川・道路交通課長>

用地買収が3件あり、ほ場整備区域外の部分について直接用地交渉を行い、買収した分の経費である。

<片山委員>

ほ場整備地区内は、不換地等見合いの創設換地という認識でよいか。

<桂川・道路交通課長>

ほ場整備地区内は創設換地ということで一括買い上げという形になる。地区外 は直接用地買収するものである。

<木村委員長>

ほ場整備地区外の用地取得はあと何件なのか。

<桂川・道路交通課長>

残り1件である。

<片山委員>

213ページ橋梁維持経費について、橋梁定期点検業務委託料が計上されているが、市内全ての橋梁を小分けにして毎年点検を行っているのか。

<土木管理課長>

市内に300か所程度ある橋梁を5年サイクルで点検できるよう、年度ごとに分けて実施している。令和4年度の実績は73橋である。

<片山委員>

215ページの点検業務も同じ箇所なのか。

<土木管理課長>

同じ箇所を点検するものであり、213ページが現年、215ページは繰越分の経費である。

<法貴副委員長>

211ページ、道路維持経費の交通安全施設整備工事1件の内容は。

<土木管理課長>

工事費は1,687万8,400円で、市内一円におけるカーブミラーやガードレールなどの整備を行った。全ての工事をまとめて1件として計上している。

<法貴副委員長>

令和4年度当初予算では800万円計上されているが、必要箇所が多く決算額が倍になったという認識でよいか。

<土木管理課長>

そのとおりである。

<法貴副委員長>

同じく211ページ、街路灯管理経費の施設借上料798万円で借り上げている件数は。

<土木管理課長>

亀岡市の管理する防犯灯、街路灯、道路照明灯のうち、LED化した防犯灯の LED灯具1,053基の維持管理を含むリース料である。

<片山委員>

211ページ、道路新設改良事業費における市道柏原森線の土地購入件数と買収単価は。

<桂川・道路交通課長>

令和4年度は用地補償関係で2件の実施をしている。買収単価は、宅地で単価 2万2,300円と9万7,100円である。

<片山委員>

2万2,300円というのは農地なのか。

<桂川・道路交通課長>

地目は宅地であるが、農業倉庫が建っており、ほぼ農地の一部分ということで、 この単価で買収している。

<片山委員>

宅地であれば1平方メートル当たり10万円弱というのが篠町周辺の相場であるかと思う。この単価は、不動産鑑定士の鑑定や年度ごとの時点修正も踏まえて決定されているのか。

<桂川・道路交通課長>

買収単価は、基本的に鑑定評価を取っている。全ての鑑定評価を取れない部分 もあるので、その場合は基準値からの比準や、年度が変われば意見書等を取る ことで単価を決定している。

<片山委員>

214ページ、明許繰越分道路新設改良費の市道荒内上溝線は、桂川西工区と

の関係で近畿農政局に支出しているという説明があり、費用負担でアロケーションされているものかと思う。全体の経費に対する亀岡市の負担割合は幾らか。

< 桂川・道路交通課長>

国と市の負担割合としては、国が58%、市が42%というのが基本的なアロケーション割合となっている。それぞれその年度における事業費にこの負担割合を乗算して負担額が決定する。

<片山委員>

比率は幅員割なのか。

<桂川・道路交通課長>

負担割合は、元々道路としての計画がある中で市道分として拡幅する部分について、幅員割から決定している。

<山木委員>

同じく214ページ、明許繰越分道路新設改良費における市道保津宇津根並河線外5線の進捗率は。

<桂川・道路交通課長>

全体的な進捗率については資料を持ち合わせていないが、現時点では宇津根橋 から宇津根揚水機場の少し先まで進んでいる。この令和3年度繰越事業で実施 した延長としては、504メートルの道路拡幅事業を実施している。

<法貴副委員長>

216ページの桂川流域治水対策経費について、流域治水の研究を行うために 業務委託されているが、当初予算の業務委託料は200万円で計上されていた。 決算額が209万円となっているが、増額した理由は。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

当初の想定から委託料が少しオーバーし、報償費から流用して対応した。

<法貴副委員長>

検討会議を4回実施されたとのことであるが、どのような方向性が決定したのか。

< 桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

流域治水は近年気候変動の影響もあり注目度が高いものであるが、範囲がとて も広く実際誰がどうすればよいのか分かりにくいところもあるため、提言書の 中でそれぞれの役割を明確化し、令和5年度も引き続きパイロット事業として より具体的な案が作れるように継続して進めていくものである。

<法貴副委員長>

今後水害が増えることが想定されるので、またよろしくお願いする。関連して、218ページの都市計画決定業務経費、水と緑の基本計画策定業務委託料が479万円であるが、当初予算は682万円で計上されていた。減額となった理由は。

<都市計画課長>

当初は令和4年度の1年間でやり切る予定であったが、理事者等と協議する中で、短期間で作るのではなく、より丁寧に計画策定を行う方針となり2年にわたり計画策定に取り組むこととなった。そのため、当初予算よりも少ない金額の決算となっており、令和5年度分にも予算を計上している。

<片山委員>

219ページ景観形成事業経費について、亀岡駅南城下町地区における伝統的

建造物の保存対策調査業務委託が執行されているが、当初予算には含まれていなかったと理解している。この業務委託を行った経過について説明願う。

<都市計画課長>

当初予算には計上しておらず、昨年の9月議会で補正予算を計上させていただいた。町屋や伝統的建築物を調査し今後のまちづくり活用につなげていきたいという思いが当初からあり、まちづくり協議会などと協議する中で一定理解が得られてきたことから、その対策調査をするための予算を計上させていただいたものである。住民の方も巻き込んだ調査になるため慎重に進めていく。

<山木委員>

218ページ都市計画決定業務経費の主な経費の中で、亀岡市都市計画審議会委員の報酬が計上されているが、委員の人数は。

<都市計画課長>

審議会は20名で構成している。

<齊藤委員>

219ページの景観形成事業経費について、以前から取り組んでいただいていたが、実際には伝統的な建造物などのまとまりがなく、進んでいないように感じる。一定理解が得られてきたという話であったが、目標値などは決まったのか。

<都市計画課長>

令和2年度に策定した亀岡駅南周辺地区まちなみ・まちづくり構想に基づき、城下町に関する勉強会や協議会を開催しており、令和4年度からは地元の方と協議会を組織し、今後の城下町のまちづくりなどについて協議している。当初は伝建地区を目指すという話で進んでいたが、いろいろな協議会などと話をする中で、町屋が早くに無くなっていっており、城下町の風情が感じられなくなることをまず防ぐべきではないかという話になった。伝建地区になると町屋の改修や建て替えが簡単にはできないので、それは最終目標として、まず何をどうすべきかを話し合っている。そのような中で、保存対策調査を実施し、どれだけの伝統的な建物があるのか、どういった歴史があるのかということを調査しているところである。現在、協議会も前向きに城下町のまちづくりをやっていこうという機運になっており、基本的には地域主体でやっていただくが、行政として何か支援していく施策も考えていきたい。

<齊藤委員>

なかなか住民の方の意識を統一するのは難しいと思う。駄目であれば吉川町の 厨子二階を伝統的建造物とすることも検討いただきたい。

<法貴副委員長>

220ページJR亀岡駅自由通路等施設管理経費の亀岡駅前広場整備に伴う電気設備設置作業委託では、どのような作業をされたのか。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

亀岡駅南口の階段を降りてすぐのJRの倉庫があった場所を更地にしてキッチンカーなどが出店できるスペースを整備したものであり、キッチンカーで使用する電気の配線工事なども含めた金額である。

<木村委員長>

のどかめロード昇降機設備等管理業務委託料はエスカレーターのことか。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

エレベーターとエスカレーターとの両方が該当する。

11:42

〔 休 憩 11:42~13:00 〕

13:00

◎第4号議案 令和4年度亀岡市一般会計決算認定 (まちづくり推進部所管分) (8款土木費(4項都市計画費2目土地区画整理費から))

[説明]

・まちづくり推進部所管課長順次説明(歳出歳入一括)

13:31

≪質疑≫

<齊藤委員>

221ページ土地区画整理関連事業費で亀岡駅北3号公園と亀岡駅西公園の整備工事を実施されているが、その面積は。

<都市整備課長>

亀岡駅北3号公園が2,900平方メートル、亀岡駅西公園が300平方メートルである。

<片山委員>

222ページ街路事業費について、保津新国道線まちづくり基本調査の内容は。

<桂川・道路交通課長>

保津新国道線まちづくり基本調査は府道亀岡園部線の部分のものであり、業務 内容はまちづくりの基本構想の作成や実現方法の検討、区画整理事業調査、施 工地区の設定、権利調査として土地登記簿の調査や区域図現況公図の作成、区 画整理促進調査として土地利用意向調査や地元説明会開催支援を行っていた だき、地元説明会は4回開催している。

<片山委員>

幅員16メートルの道路の計画であったかと思うが、地元説明会では50メートルの範囲について説明されたと聞く。道路幅員よりも広い範囲で区画整理の検討などをされているのか。

<まちづくり推進部長>

お見込みのとおり都市計画決定された道路幅員は16メートルである。今回の調査では、区画整理の手法を取り入れる必要があるかもしれないため、道路幅員16メートルに東西20メートルを含めた56メートルの範囲に土地をお持ちの方に対してアンケート調査を実施した。そのため56メートルの道路ができるという誤解もあり、説明会や配付資料などでも何度か説明を行っている。

<片山委員>

その道路の両側は比較的古い街並みで町屋のような建物があるが、16メートルの道路となると基本的には撤去が必要になると思う。歴史的景観の街並み保

全と道路計画との整合についての所見は。

<まちづくり推進部長>

できるだけ街並みを保存できるような整備手法を採用したいと考えており、まだ正確にどういった手法で整備するか決まっていないため、地元自治会などに 意見を聞きながら決めていきたい。

<片山委員>

223ページ公園緑地管理経費について、都市公園2か所を亀岡市パークコモンズが指定管理している委託料が当初予算から大幅に増加しているが、その理由は。

<都市整備課長>

亀岡市パークコモンズには亀岡運動公園とさくら公園の2公園の管理運営を委託している。当初の委託料は2,555万円であったが、変更契約として6,482万1,764円に変更している。これは競技場改修工事による利用料の減収や新型コロナウイルス感染症の影響によるプール使用料の減収、体育館空調施設の使用料の増加が要因である。また、電気料金の高騰もあり、その支援のための増額という形で対応している。

<片山委員>

そういった要因であれば、ほかの公園でも指定管理料が増額していてもおかし くはないが、亀岡市パークコモンズのみ突出して増額している印象がある。具 体的な増額内容について説明願う。

<都市整備課長>

競技場の閉鎖に伴う減収については、令和3年度実績で244件の利用があったところが、令和4年度は89件と大幅に減少をしている。これに対する支援金額は159万1,000円である。次にプールの減収についても同様に新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少しているため、1,389万円支援している。次に体育館に設置している空調設備については、当初電気代について考慮していなかったため、その金額が増額という形で312万3,764円増額している。次に電気料金の高騰として差額分を支援しており、1,066万7,000円を支援している。また、亀岡運動公園などでは、LED証明の工事を実施することを予定していたが、上半導体等の仕入れに半年以上の遅れが生じており、これについても1,000万円増額支援している。以上の合計3,927万1,764円を増額したものである。

<片山委員>

指定管理者制度においては、減収が生じた場合には市が補填しなければならないという契約になっているのか。

<都市整備課長>

通常の減収等は指定管理者の企業努力により対応いただくこととなるが、今回 のように新型コロナウイルス感染症や電気料金高騰など、不測の事態が生じた 場合には亀岡市で対応することを要綱に規定している。

<片山委員>

ほかの指定管理している公園には、電気料金高騰などの影響はないのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

補足説明として、競技場閉鎖分の補填というのは、陸上競技場の改修工事を亀 岡市が行うに当たり工事期間中はトラック競技・陸上競技含め全て使用できず、 市の都合で収入がなくなった形となり、その分の補填として例年との差額を159万1,000円支給した。空調利用に関しては、体育館・小体育館のエアコン利用に係る電気使用料を利用者から徴収するものであるが、電気料金そのままを利用料としているものではなく割安な料金を設定しており、使えば使うほど実際の電気料金との差額が大きくなってしまう。この部分については補填するということで、令和5年3月議会で補正予算を計上した。また電気料金の高騰に関連して、LED化する予定で指定管理料における電気料金を減額していたが、部材が入ってこないため工事が進んでおらず、その分の補填も行った。

<片山委員>

補填を行うに当たり、競技場などが利用できない期間の人件費の減額分などは 考慮しているのか。

<まちづくり推進部事業担当部長> 考慮した上での金額である。

<山木委員>

亀岡市都市緑花協会が行う都市公園33か所の管理について、草刈りのみでは なく樹木も管理いただいているのか。

<都市整備課長>

草刈りのほかに樹木の伐採や剪定作業も含まれている。

<山木委員>

例年この金額で計上されているものかと思うが、草刈りを行う面積は変わらない一方で、樹木はどんどん成長する。その分事業者の手間は増えるものかと思うが、企業努力で対応いただいているのか。

<都市整備課長>

限られた予算の中で対応いただいており、企業努力で対応いただいている部分 も一部あるかと思う。

<山木委員>

亀岡市パークコモンズの企業努力と同じではないのか。

<都市整備課長>

企業努力で対応いただけるところはしていただいているが、どうしても企業努力では賄いきれない要因に関しては亀岡市で対応している。

<山木委員>

公園の樹木は年々大きくなっており、昨今の台風で倒れた箇所もあったかと思う。適正な管理が必要であり、大きな木にはそれなりの予算はかかってくるので考慮いただきたい。

<まちづくり推進部事業担当部長>

亀岡市都市緑花協会への委託について、指定管理料は例年同額であるが、毎年 同じところを同じだけ実施しているものではない。電気代や草刈りなどは定額 だが、樹木の管理などは実施内容の内訳を年度当初に計画いただき、指定管理 料の範囲内で取り組んでいただいている。

<山木委員>

樹木はどんどん成長するため、同じ予算額であれば管理できる本数が年々減ってくることになると思う。そういったことも考慮されているのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

指定管理期間4年間の事業計画を立てていただき年次的に分割して支払って

いるため、そういった要素も見込んで計画いただいている。

<木村委員長>

亀岡市パークコモンズへ減額分を補填されているが、結局亀岡市パークコモンズは黒字なのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

亀岡市パークコモンズには令和2年度から4年の期間で指定管理をお世話に なっているが、当初からずっとコロナの影響を受けている。

1年目にもコロナで事業停止などがあり、当初予算から倍ほどの補正を行い補填したが、事務機械や施設への投資を行われたため、亀岡市パークコモンズは赤字決算になったと聞いている。それ以降もコロナの影響があり補填しており、プールを再開されたことで増収になってきているものの、毎年の収支決算では赤字となっている状態である。

<齊藤委員>

亀岡運動公園内の自動販売機の管理も亀岡市パークコモンズが行っているのか。

<都市整備課長>

亀岡運動公園に設置されている自動販売機は、指定管理者の亀岡市パークコモンズが設置されている。

<片山委員>

亀岡市パークコモンズの指定管理に関連して、今の説明からすると亀岡市が直営でプールを運営したとしても大きな赤字を生むことになるのではないかと思う。事業者が入ることによって様々な経費や人件費が必要になり、経費がかさむのではないかとも思うが、所見は。

<まちづくり推進部事業担当部長>

民間事業者だからこそ安くできるという部分もあり、民間のノウハウを生かした経営感覚も含めて、経費を最小限に抑えるというのが指定管理の基本であるので、直営で実施するよりも経費は安いと考えている。

<木村委員長>

フィッシングパークは利益が出ているのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

自主事業として実施いただいている事業であるが、1年目は設備投資なども必要になり厳しかったと聞いた。はっきりとした採算は聞いていないが、今年で2年目となりプラス方向になってきていると聞いている。

<林委員>

231ページ住宅建設事業費の市営つつじケ丘住宅昇降機既存不適格改修工事について、工事を行うこととなった要因は。

<建築住宅課長>

つつじケ丘住宅の昇降機は、令和3年に不適格との指摘があったことから改修 したものである。

<林委員>

老朽化により不適格になったのか。

<建築住宅課長>

建築からかなりの年数が経ったことによる老朽化や、耐震にも問題があった。 <山木委員> 226ページ、土地区画整理関連事業費の工事請負費の実績に亀岡駅北地区防犯カメラ設置工事とあるが、どこに設置されているのか。

<都市整備課長>

防犯カメラを12台設置しており、かめきたサンガ広場に6台、東西に行き来する都市計画道路のアンダーパス出入口に1台、保津川遊船企業組合事務所西側の交差点に1台、駅北3号公園に4台設置している。

<山木委員>

1 台当たり 4 0 万円程度と高額のものが設置されている計算になるが、特殊なカメラを使用されているのか。

<都市整備課長>

特殊なカメラではないが、死角がないような形で配置している。設置する方法 は場所により異なる。

<片山委員>

228ページ公園緑地整備事業費について、令和3年の繰越分と令和4年の決算分で相当大きな工事請負であり、全面的に照明も含め改修されている。これはスタジアムとの一体的な利活用、また今後の市民の利用に対するものであるという説明があったが、改修前の競技場の利用実績や利用率に対し、これだけ経費をつぎ込むことによる今後の利用見込みや利用率の向上見込みの目標値はどのように考えているのか。

<都市整備課長>

具体的な数値は回答しかねるが、今回新たに照明灯を設置しており、使用時間 が夜間もプラスされることによって使用量は増加すると見込んでいる。

<片山委員>

新たな利用層にも利用いただくための具体的な計画はあるのか。

<都市整備課長>

指定管理者においてイベント事業を検討いただいており、夜間の走行会なども 実施されている。

<法貴副委員長>

230ページ空家等対策事業経費について、亀岡市内で空き家が増えていると思っている。実施内容の9万6,677円はどのように使われたのか。

<建築住宅課長>

職員が現地確認を行う際の公用車のガソリン代や、通知を発送する際の印刷代や郵送代、電話対応を行うための電話代などである。

<法貴副委員長>

作業にかかる経費ではなく事務的な費用と理解した。事項別明細書に出席負担金として3万1,900円の記載があるが、どういったものか。

<建築住宅課長>

出席負担金は、職員が日本経営協会研修の研修に出席するための負担金である。

<林委員>

空き家については当初予算でもう少し予算を計上されていたと認識している がどうか。

<建築住宅課長>

当初予算では100万円ほど計上していたが、それは強制代執行を行った場合を含めた経費であり、令和4年度にはそのような事例がなかったため決算額が

少なくなった。

<林委員>

空き家から樹木などがはみ出て邪魔になっているというような要望があった 場合に、市として対応する際の費用も予算立てされているのか。

<建築住宅課長>

空き家も基本的には個人の財産であるため、所有者に費用を負担いただくものである。今後の法改正により国から示される指針に基づき予算を組んでいきたい。

<都市整備課長>

山木議員から質問があった亀岡駅北における防犯カメラの設置について訂正させていただく。亀岡駅北地区全部で12台設置されているが、今回の工事では8台設置しており、全て道路の部分に設置したものである。駅北3号公園の4台は公園工事で設置したものである。当該事業で設置したものは8台であるため訂正させていただく。

14:19

◎第9号議案 令和4年度土地取得事業特別会計決算認定

「説明)

·都市整備課長説明 (歳出歳入一括)

≪質疑なし≫

[まちづくり推進部退室]

14:21

事務事業評価打ち合わせ

<木村委員長>

本日この後の事務事業評価に入る前に、実施方法等について委員間で打合わせ を行う。事務局より実施方法等について説明を。

<事務局主査>

(事務事業評価の流れ及び評価シートの説明)

<木村委員長>

論点を含め、このような内容でよいか。

(全員了)

14:25

〔 休 憩 14:25~14:35 〕

14:35

[まちづくり推進部入室]

4 事務事業評価

(1) バス交通関連経費

・桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長 資料に基づき説明

14:50

≪質疑≫

<木村委員長>

質疑は一問一答で論点に沿ってお願いする。質疑はあるか。

<山木委員>

市民ノーマイカーDay実施業務委託料135万6,300円の内訳は。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

市民ノーマイカーDay6日分として、チラシやポスターの印刷代などの事務費が32万6700円と、運賃補填として1日当たり17万1,600円の中で駅・商業施設へのポスター配布、利用者数や渋滞状況の調査等を実施いただいている。

<山木委員>

1日17万円あれば無料バスを走らせることができるのか。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

6日分の委託料としては1日当たり約17万円で算出しているが、それ以外に もコロナの交付金を活用して12日分ノーマイカーDayを実施している。そ ちらは実際の運行にかかる費用として1日当たり70万円で計算している。

<まちづくり推進部長>

京阪京都交通と亀岡市で平均的な運賃収入を折半し、亀岡市が半分補填している。そのため、亀岡市から支払っている金額のみで運行できるものではなく、 倍の金額があれば無料で運行できる計算になる。

<山木委員>

国や府からの補助が充当されているのか。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

ふるさとバスとコミュニティバスについてはそれぞれ補助金があるが、市民ノーマイカーDay実施業務委託料にはふるさと力向上基金繰入金を充当している。

<木村委員長>

コミュニティバスやふるさとバスの利用者が前年度よりも増えているのはな ぜか。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

コロナの影響で令和元年度から令和 2 年度にかけて低迷していた利用者数が 徐々に回復してきたものではないかと考えている。

<法貴副委員長>

地域主体型交通の利用実績は令和3年度と比較してどうか。

< 桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長> 地域主体型交通が本格的に開始されたのが令和4年度からで、それまでは東別 院町で取り組んでいるのみであり、単純に比較ができない。

<法貴副委員長>

当初予算よりも決算額が少ないと思う。公共交通対策特別委員会で現地調査した際にも様々な意見があり、車両の老朽化が課題であるとも聞いたが、そういったところへ予算を充当することはできなかったのか。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

補助金として支出しているものであり、各団体から申請された金額が決算額の基になっている。当初予算を積算する段階では6団体ほど実施されると聞いていたが、実際には4団体だったため予算額と差が生じている。

<法貴副委員長>

差額について承知した。市民ノーマイカーDayの実施日はいつか。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

土曜日・日曜日の京都サンガF.C.のホームゲーム開催日に実施している。

<片山委員>

ふるさとバス運行補助金やコミュニティバス運行業務委託料に充当されている府支出金の算定根拠は。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

全ての路線が補助対象となるものではなく、並河駅線と畑野線のガレリアかめ おかまでの新しく延伸された路線や、亀岡川東学園のスクールバスなどは補助 の対象外である。

<まちづくり推進部長>

昔からの京阪京都交通バスの路線を受け継いだ部分が補助の対象であり、その 後亀岡市で延伸した部分は補助対象外となっている。

<林委員>

コミュニティバス運行業務委託料のうち、亀岡地区と篠地区の割合は。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

亀岡地区が1,446万2,700円、篠地区が1,347万9,300円である。亀岡地区のほうが運賃収入は多く、収支率は30%に達している。

15:06

≪評価≫

<木村委員長>

各委員は個人採点について、順次報告願う。

・法貴副委員長

必要性:5点、妥当性:4点、効率性・費用対効果:4点、成果:3点

・林委員

必要性:4点、妥当性:3点、効率性・費用対効果:3点、成果:3点

・片山委員

必要性:4点、妥当性:4点、効率性・費用対効果:3点、成果:2点

・山木委員

必要性:5点、妥当性:3点、効率性・費用対効果:3点、成果:3点

・齊藤委員

必要性: 4点、妥当性: 3点、効率性・費用対効果: 3点、成果: 3点

≪総合評価結果のまとめ≫

<木村委員長>

各委員の点数を合計して、100点換算した結果、分科会としての点数は69点となり、評価基準は「3おおむね適正である」となった。この評価点数・評価基準を踏まえて、総合評価結果について協議を行いたいと思うが、意見はあるか。

<片山委員>

バスの運行スケジュールや経路等の見直しが今後行われるものかと思うが、乗り継ぎなどの課題も多い。見直しの上継続でお願いする。

<法貴副委員長>

地域住民のニーズを捉えて、地域主体型交通の拡充なども含めて検討いただき たいので、見直しの上継続でお願いする。

<齊藤委員>

亀岡市地域公共交通網形成計画に基づき取り組んでいただいているが、現在は 運転手の確保が課題であり、公共交通の在り方も変わっていく中で見直しを行っていただきたい。見直しの上継続でお願いする。

<山木委員>

公共交通の利用促進を図ることも含めて見直しの上継続でお願いする。

<林委員>

持続可能な公共交通が必要であり、イノベーションによる技術発展により新たな手段が生じる可能性がある。見直しの上継続でお願いする。

<木村委員長>

それでは、「3おおむね適正である」ということで「見直しの上継続」とする。 意見としては、「現状の課題を確認し、市民ニーズを捉えた上で事業推進され たい」「地域主体型交通への支援が持続可能な取組となるよう内容を充実され たい」「今後も公共交通の維持・充実に努められたい」というようなことを分 科会の意見としてまとめることとしてよいか。

(全員了)

<木村委員長>

担当部から意見はあるか。

<まちづくり推進部長>

今年度は亀岡市地域公共交通網形成計画の見直しの年度であり、現在アンケート調査も実施している。その結果をしっかり分析し、よりよい計画にしていきたい。

<木村委員長>

事務事業評価結果における意見等の文言は、正副委員長に一任願う。

(全員了)

[まちづくり推進部退室]

15:20

〔 休 憩 15:20~15:30 〕

15:30

[產業観光部入室]

(2) 農業担い手づくり育成事業経費

・農林振興課長 資料に基づき説明

15:45

≪質疑≫

<齊藤委員>

農機シェアリングの稼働率は。

<担い手支援係長>

旭町では40名の使用者に登録いただいており、令和4年度の稼働時間は15 2時間である。東本梅町は15名の登録があり、30時間使用いただいている。

<齊藤委員>

利用が重複しないために、どのように調整しているのか。

< 担い手支援係長>

ウェブ上で利用予約を行うもので、既に予約が入っている時間には予約できな いシステムになっている。

<齊藤委員>

シェアリングサービスは新規就農にとってありがたいサービスである。このサービスの中で、作物の指導はされているのか。

<産業観光部長>

このシェアリングサービスは、株式会社クボタとの連携協定の中での取組であり、今後も拡大する予定である。新規就農者のみではなく、いわゆるプロ農家にも利用が広がっており、希望の時間ごとに貸し出して順番に使用いただいている状況である。水稲用は有機米の生産に使用されているとのことであるが、基本的には畑仕事で使われることが多いと聞いている。

<片山委員>

農業経営する上で新たな担い手育成というのは非常に重要な課題だと思っている。 亀岡市も農業次世代人材投資資金補助金を交付するなど過去から多くの 経費を費やしているが、実際に独り立ちして経営が成り立っているかなどを把 握されているのか。

<担い手支援係長>

当該補助金は平成26年度の開始以降、延べ46名の方に交付している。補助金の交付後は一定期間就農状況を報告いただくほか、面談や現地確認などにより経営状況を把握している。全国的には離農される方も一定いらっしゃるが、 亀岡市においては就農状況を報告いただく期間内で離農された方はいない。

<産業観光部長>

補助金の交付に当たっても審査があり、就農者が自立できるよう技術面・経営

面において関係機関とともに支援を行っている。

<片山委員>

農業次世代人材投資資金補助金の財源は。

<産業観光部長>

国の施策であることから、10分の10が国からの財源であり、府を経由して 府支出金として入ってくる。

<齊藤委員>

意欲のある就農希望者は継続して農業に従事できるようサポートいただきたい。 離農される方の割合などについて所見は。

<産業観光部長>

実際はほぼそのまま続けられるが、地域の既存農家との関係から離農につながることが多いと感じている。就農者へのサポートとして、補助金の基準の中ではできないこともあるが、できるだけ支援したいという思いで取組を進めている。

<齊藤委員>

新規就農者に対する勉強会などで知識をつけてもらわなければ、草刈りのタイミングなどでも地元の方とトラブルになりかねない。勉強する機会を設けるべきではないのか。

<農林振興課長>

農法の違いによるトラブルを避けるため、過去には既存農家と新規就農者の意見交換会や新規就農者同士の情報交換会を実施していたが、最近はコロナの影響もあり実施できていない。そういった取組も離職率の低下につながると認識している。

<林委員>

農業に対する興味を持っていただけるように、家庭菜園を行う場所を提供するような、間口を広げる取組も今後行っていただきたい。また行政が就農者と地域の人たちなどをつなげるような取組についてもよろしくお願いする。

<木村委員長>

担い手専任マネージャーについて説明願う。

<農林振興課長>

担い手専任マネージャーとして、JAのOB職員を1名任用している。日常的な巡回指導や、定期巡回指導として月1回新規就農者に対して、京都府南丹広域振興局、南丹普及センター、JA、亀岡市の4者でほ場を回り、それぞれの立場からのアドバイスを行っている。また、新規就農者が資金を借り入れる際に作成する就農計画の策定支援や、各種資金の活用支援等を行っていただいている。

<片山委員>

農家の子どもが農業をやりたいとなった場合にも新規就農者育成事業に該当 するのか。

<農林振興課長>

非農家からの新規就農と比較すると田んぼや機械も一定そろっている状態であり、施設整備をメインとした資金の活用は難しい。

<片山委員>

農家の子どもも農業をしないというのが一般的になっている中で、意欲のある

後継者は大切にすべきと考える。

<産業観光部長>

兼業農家の子どもが専業農家をやりたいという場合は一からの新規就農と同じような状況であり、相談に応じながら国や府の支援策を探すなどのサポートを行っている。なお、担い手専任マネージャーは亀岡市独自で単費により実施する取組であり、JAのOBを雇用することで様々な角度からサポートできるようにしている。近隣市町にはない取組であり、手厚いサポートを行っている。

<法貴副委員長>

補助金などの支援を利用された方からの意見や要望は聞いているのか。

<農林振興課長>

機械の購入補助など、予算の検討に当たり要望を聞いているが、予算額以上の 要望が出てくる。ニーズはかなり高いと認識している。

16:15

≪評価≫

<木村委員長>

各委員は個人採点について、順次報告願う。

・法貴副委員長

必要性:5点、妥当性:4点、効率性・費用対効果:4点、成果:4点

・林委員

必要性: 4点、妥当性: 3点、効率性・費用対効果: 3点、成果: 3点

・片山委員

必要性: 4点、妥当性: 4点、効率性・費用対効果: 3点、成果: 3点

・山木委員

必要性:4点、妥当性:4点、効率性・費用対効果:3点、成果:3点

・齊藤委員

必要性:5点、妥当性:5点、効率性・費用対効果:4点、成果:3点

≪総合評価結果のまとめ≫

<木村委員長>

各委員の点数を合計して、100点換算した結果、分科会としての点数は75点となり、評価基準は「4良好である」となった。この評価点数・評価基準を踏まえて、総合評価結果について協議を行いたいと思うが、意見はあるか。

<片山委員>

農業の担い手問題は非常に重要な課題であり、一定成果もあると感じている。 今以上に拡充すべきではないかと思う。

<林委員>

「現状維持」ということで、現状を維持いただくとともに、担い手専任マネージャーは亀岡市にしかない取組ということなので、プロモーションにも力を入れていただき、新規就農者が増えるよう取り組んでいただきたい。

<法貴副委員長>

既存農家と新規就農者のあつれきというのは実際あると思うので、担い手専任

マネージャーが仲介役として担い手不足解消に努めていただきたい。農業従事者が増えるよう拡充すべきではないか。

<山木委員>

拡充と考えているが、すでに先進都市として尽力いただいていると思う。農業 に関する教育の部分を拡充いただければ既存農家ともよい関係を築けるので はないか。

<齊藤委員>

拡充いただきたい。農機シェアリングサービスなどはすばらしいシステムであるので、最新の農機具を導入することによる省力化により収益向上につなげてほしい。

<木村委員長>

それでは、「4良好である」ということで「拡充」とする。意見としては、「引き続き支援制度を充実し、新規就農者を育成されたい」「新規就農者に向けた研修会や意見交換会などを行い、農業者の育成を図られるとともに、地域の農業者とより良好な関係を築けるよう努められたい」というようなことを分科会の意見としてまとめることとしてよいか。

(全員了)

<木村委員長>

担当部から意見はあるか。

<産業観光部長>

今後、有機農業の推進とあわせて亀岡市の農業のブランド価値を高め、最も農業がやりやすいまちとなるよう取り組んでいきたいと考えている。

<木村委員長>

事務事業評価結果における意見等の文言は、正副委員長に一任願う。

(全員了)

<木村委員長>

明日は午前10時から分科会を再開して、産業観光部所管の審査及び事務事業評価を行う。本日はこれにて散会する。

~散会 16:28